

○茨城県立医療大学共同研究費取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城県立医療大学共同研究費取扱規程(以下「規程」という。)第16条の規定に基づき、共同研究の実施について必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の申請)

第2条 規程第4条の申請書とは、共同研究申請書(様式第1号)によるものとする。

(共同研究計画書)

第3条 規程第4条の研究内容等を記載した書面とは、共同研究計画書(様式第2号)によるものとする。

(共同研究機関への通知及び契約)

第4条 規程第6条の共同研究機関への通知は共同研究受入承認書(様式第3号)によるものとし、契約の締結は、原則として共同研究契約書(様式第4号)によるものとする。

(教員等及び茨城県知事への通知等)

第5条 学長は、規程第6条の契約を行ったときは、前条の承認書及び契約書の写しを学科長等経由で教員等に送付するとともに、共同研究受入報告書(様式第5号)により茨城県知事(以下「知事」という。)に通知するものとする。

(共同研究費の収入、支出手続等)

第6条 共同研究費の収入、支出等の手続は、茨城県の財務に関する規程に準じて処理する。

2 共同研究費に関する交付金は、学長が指定する金融機関に預け入れるものとする。

(光熱水費の負担方法)

第7条 共同研究において使用する光熱水費については、原則として共同研究機関が消費した実費を負担することとする。

2 前項の規定により負担することができないときは、研究に要する経費の5パーセントに相当する額とする。

(共同研究費の変更)

第8条 共同研究機関は、共同研究費を変更する必要があると認め共同研究担当者が所属する学科長等の同意を得たときは、共同研究費変更承認申請書(様式第6号)を作成し、学科長等経由で学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究・学術メディア委員会の意見を聞き、適当と認められる場合は、共同研究費変更契約書(様式第7号)の作成等必要な手続を行うものとする。

3 学長は、前項の契約を締結したときは、共同研究費変更決定通知書(様式第8号)及び前条の契約書の写しを学科長等経由で共同研究担当者に送付するとともに、共同研究費変更決定報告書(様式第9号)により知事に報告するものとする。

(共同研究完了及び研究成果の報告)

第9条 共同研究担当者は、共同研究が完了したときは共同研究完了報告書(様式第10

号)に共同研究成果報告書(様式第11号)を添付し、学科長等を経由して、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の規定により共同研究完了の報告を受けたときは、共同研究完了報告書に共同研究成果報告書を添付し、速やかに共同研究機関の代表者及び知事に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるものの他、必要な事項は学長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この細則は、平成15年9月26日から施行する。

この細則は、平成16年7月21日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。